Z―76 再―H

国税徴収法　試験問題

〔注意事項〕

1．試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。

2．この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味２時間です。

3．試験時間終了前に受験を終了すること（途中退室）は認めません。

4．「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。

5．試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。

6．答案の作成には、必ず黒又は青のインキ（ボールペンを含む。以下同じ。）を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。

7．答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙（第一問用及び第二問用）に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。

8．答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。

9．解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。

　なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。

10. 問題文に指示しているものを除き、令和８年４月３日現在の施行法令等によって出題されています。

11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。

12. この問題のページ数は、「Ｈ１～Ｈ４」です。

13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔**第一問**〕 ― 40 点―

問１（20 点）

次の⑴及び⑵の事柄について、簡潔に説明しなさい。

⑴　次の財産を差し押さえた場合の差押えの効力の発生時期について

イ　敷金の返還請求権

ロ　株券を発行する旨の定款の定めがない株式会社の株式のうち、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるもの

ハ　土地

ニ　未登録の自動車

⑵　滞納処分の執行又は租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収を免れる目的で行う行為に対する罰則について

問２（20 点）

国税徴収法第 151 条の２は、猶予制度の活用を促進するとともに、滞納の早期段階での計画的な納付の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づき換価の猶予をすることができるとするものであり、同法第 152 条は、換価の猶予をする場合には、原則、毎月分割納付とすることのほか、担保の徴取基準や猶予の取消事由等について国税通則法に基づく納税の猶予の場合と同様となるように定めているところ、次の⑴及び⑵の事柄について説明しなさい。

⑴　国税徴収法第 151 条の２に基づく換価の猶予を許可する場合の要件

⑵　⑴の猶予を許可した場合の効果

〔**第二問**〕 ―60点―

次の〔**設例**〕において、以下の各問に答えなさい。なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。また、問題文に記載のない事項については考慮する必要はない。

〔設例〕

1　飲食業を営む株式会社甲は、X税務署において、次の国税を滞納しているところ、令和8年2月28日に店舗を閉鎖して事業活動を停止した。

⑴　令和5年4月期消費税及び地方消費税確定申告分：700万円(法定納期限：令和5年6月30日)

⑵　令和6年4月期消費税及び地方消費税確定申告分：800万円(法定納期限：令和6年6月30日)

⑶　令和7年4月期消費税及び地方消費税確定申告分：400万円(法定納期限：令和7年6月30日)

なお、上記滞納に係る国税については、全て期限内に申告している。

2　X税務署の徴収職員が、株式会社甲の滞納国税を徴収するため、財産調査を実施したところ、次の事実が判明した。

⑴　株式会社甲は、資本金1,000万円であり、その株式の所有割合は、代表者のAが55%、B(Aの配偶者)が30%、C(Bの兄)が15%となっている。

⑵　株式会社甲は、令和7年12月20日、所有する土地(以下「本件土地」という。)をAに適正価額で譲渡した。なお、譲渡代金は既に費消されており、株式会社甲には、本件土地の他に国税に充てるべき十分な財産がなかった。

⑶　本件土地には、次のとおり抵当権が設定されている。

イ　令和6年6月15日　抵当権設定登記(抵当権者：R銀行、債務者：株式会社甲、被担保債権額：400万円)

ロ　令和7年5月9日　抵当権設定登記(抵当権者：財務省(Q税務署長)、債務者：A、被担保債権額：300万円)

この抵当権は、株式会社甲がAの令和3年分申告所得税を担保するために設定したものである。また、この抵当権の被担保債権であるAの令和3年分申告所得税は、令和7年2月10日に提出された修正申告書に係るものである。

ハ　令和7年7月16日　抵当権設定登記(抵当権者：S銀行、債務者：株式会社甲、被担保債権額：500万円)

ニ　令和7年8月23日　抵当権設定登記(抵当権者：T信用組合、債務者：株式会社甲、被担保債権額：200万円)

なお、上記イ、ハ及びニについて、令和8年2月28日付けで債務者を株式会社甲から株

式会社乙とする変更登記がされている。

⑷　株式会社甲は、令和８年１月15日、株式会社乙との間で、株式会社甲の事業の全部を株式会社乙に譲渡し、株式会社乙は特定の債務を引き受けること、株式会社乙は金銭的対価を支払わないことを内容とする契約（効力発生日：令和８年２月28日）を締結するとともに、令和８年１月16日、株主総会を開催し、株式会社乙に対して事業の全部を譲渡すること等について特別決議により承認を得た（以下「本件事業譲渡」という。）。

譲渡した事業に係る総資産額は650万円、総負債額は1,360万円であった。なお、それぞれの内訳は次のとおりであり、資産及び負債の金額は適正な額と認められた。

資産：売掛金300万円、厨房機器150万円、車両運搬具200万円

負債：買掛金260万円、借入金1,100万円（Ｒ銀行、Ｓ銀行、Ｔ信用組合）

また、本件事業譲渡に関する手続は適法に行われ、令和８年２月28日に効力が発生している。

⑸　株式会社乙は、Ａの子であるＤが代表者となっており、従来から飲食店１店舗の営業を行っていたが、株式会社甲から事業を譲渡された令和８年２月28日以後は、これに加えて株式会社甲が経営していた飲食店の店舗や厨房機器を改修したうえで、飲食店の営業を継続して行っている。また、上記⑷の売掛金は、既に回収して、買掛金や経費の支払に充てられている。

⑹　株式会社乙は、資本金300万円であり、その株式はＤが全て保有している。

なお、Ｄは、令和８年３月31日までは、Ａと同居のうえＡと生計を一にしていたが、令和８年４月１日以後は、Ａから独立して、Ｄ自らが生計を立てている。

３　Ｑ税務署長は、本件土地について担保物処分のための差押えを行い、本件土地は、令和８年５月10日、Ｑ税務署長による公売により1,300万円で売却されている。

４　株式会社甲は、本件土地の譲渡以降、現在に至るまで、滞納国税の全額を徴収できる財産の所有は認められない。

問１（35点）

Ｘ税務署長が、株式会社甲の滞納国税を設例３の公売の売却代金から徴収することができる金額について、根拠を示して説明しなさい。

なお、公売費用、被担保債権に係る利息、遅延損害金及び延滞税、各債権者の債権額の変動等については一切考慮する必要はない。また、徴収手続については説明する必要はない。

問２（25点）

Ｘ税務署長が、株式会社甲の滞納国税を徴収するために、国税徴収法上考えられる徴収方途（本件土地の譲渡に係るものを除く。）及び徴収することができる金額について、根拠を示して説明しなさい。

なお、徴収手続については説明する必要はない。